

さかいでし しゅわ げんご じょうれい
坂出市手話言語条例

さかいでし しょう ひと じょうほう ほしほう
坂出市障がいのある人の情報保障

およびコミュニケーションの利用促進に関する条例

りやくしょう じょうほう じょうれい
(略称：情報・コミュニケーション条例)

れいわ ねん がつ しこう
〈令和4年12月施行〉



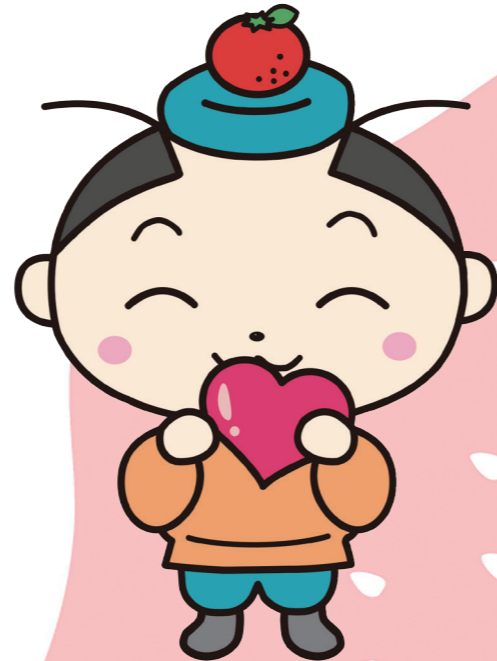
じぶん
自分らしく
みんなであ
みんなで助け合
あ
あたた
かい
温かい

ちいき きょうせい しゅかい
地域共生社会の

じつげん
実現をめざして



さかいでし
坂出市



しゅわ げんご じょうれい
手話言語条例の「よくわかるカイセツ」

もくてき
～目的～

しみん
市民

きこえる人
きこえない人
(手話を使うろう者※)



しゅわ げんご
手話言語

し
市

じぎょうしゃ
事業者

※ろう者：一般的に生まれつき、またそれと同時期から聴覚に重度の障がいがあり、それにより日本語(音声言語)の習得が困難だったかた。

「手話が言語である」ことを大前提とし、それぞれの立場で責任や役割を持ち、相互に連携・協力することによって、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった、社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、すべての市民がともに生きることのできる地域社会の実現をめざします。

しゅわ なに
手話って何? ◆ ◆ ～目で見えて話す言語の1つです!～ ◆ ◆

しゅわ て ゆび からだ うご ひょうじょう つか がいねん いけん しかくてき ひょうげん
手話は、手や指だけではなく、体の動き、表情も使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語です。

きこえる子どもは、目や耳から情報が入り、自然と日本語を習得する一方で、ろう児(ろう者である児童)は、日本語の文字情報は目に入るものの、日本語を習得することは難しく、自分の意思を表現する言語とはなり得ません。ろう児の多くは、家族やろう学校の友人などとの関わりの中で、手話を使ったコミュニケーションを覚え、少しずつ自分の気持ちを自由に表現する手話を手に入れます。

ろう者にとって、手話は意思を伝えるための単なる手段ではなく、それ以上に重要な存在です。

手話通訳者を配置しています

週3日(月・水・金曜日、8時30分～17時15分)

設置場所 坂出市ふくし課

ファックス 0877-45-7270 電話 0877-44-5007

市役所の各課窓口での申請手続きに関する通訳、相談・助言、その他意見などの伝達の仲介を行います。

手話通訳者を派遣します

社会生活上必要不可欠な業務において、手話通訳者を派遣し、手話を必要とするかたの意思などの伝達の仲介を行います。

利用料など自己負担はありません。

手話奉仕員養成講座(8市9町共同事業)

手話奉仕員を養成するため、入門課程(講座1年目)、基礎課程(講座2年目)の2カ年で講座を開催しています。

手話サークル

誰もが気軽に参加できる地域活動です。手話を学ぶだけでなく、聞こえる人と聞こえない人の垣根を取り除く活動を通じて、お互いの理解と交流を深めています。

<p>坂出手話サークル</p> <p>【しいの木】</p> <p>南部公民館</p> <p>毎月第1～第4水曜日</p> <p>19:30～21:00</p>	<p>坂出手話サークル</p> <p>【コスモス】</p> <p>坂出市福祉会館</p> <p>毎月第1木曜日</p> <p>13:30～15:30</p>	<p>手話同好会</p> <p>【菜の花】</p> <p>坂出市福祉会館2階</p> <p>毎週水曜日</p> <p>13:30～15:30</p>
--	---	---

理解の第1歩! ～ 手話を知ろう!やってみよう! ～

「こんにちは」

① 人差し指と中指を立てて、額に当てる。(「昼」を表現)

② 両手の人差し指を向かい合わせて曲げる。(「あいさつ」を表現)

「ありがとう」

① 左の甲に右手を乗せて上にあげる。(相撲の力士の「手刀」と同じ。)

② 頭はおじぎをするように軽くさげる。

ご協力：須崎さんご夫婦

障がいを理由とする差別の禁止

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)では、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮の提供」について、「国や地方公共団体等」と「民間事業者」に分けて、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がいのある人に対し、合理的配慮の提供を行わなければなりません。
民間事業者 (※個人事業主、NPOなどの非営利事業者も含まれます。)	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がいのある人に対し、合理的配慮の提供を行うよう努めなければなりません。

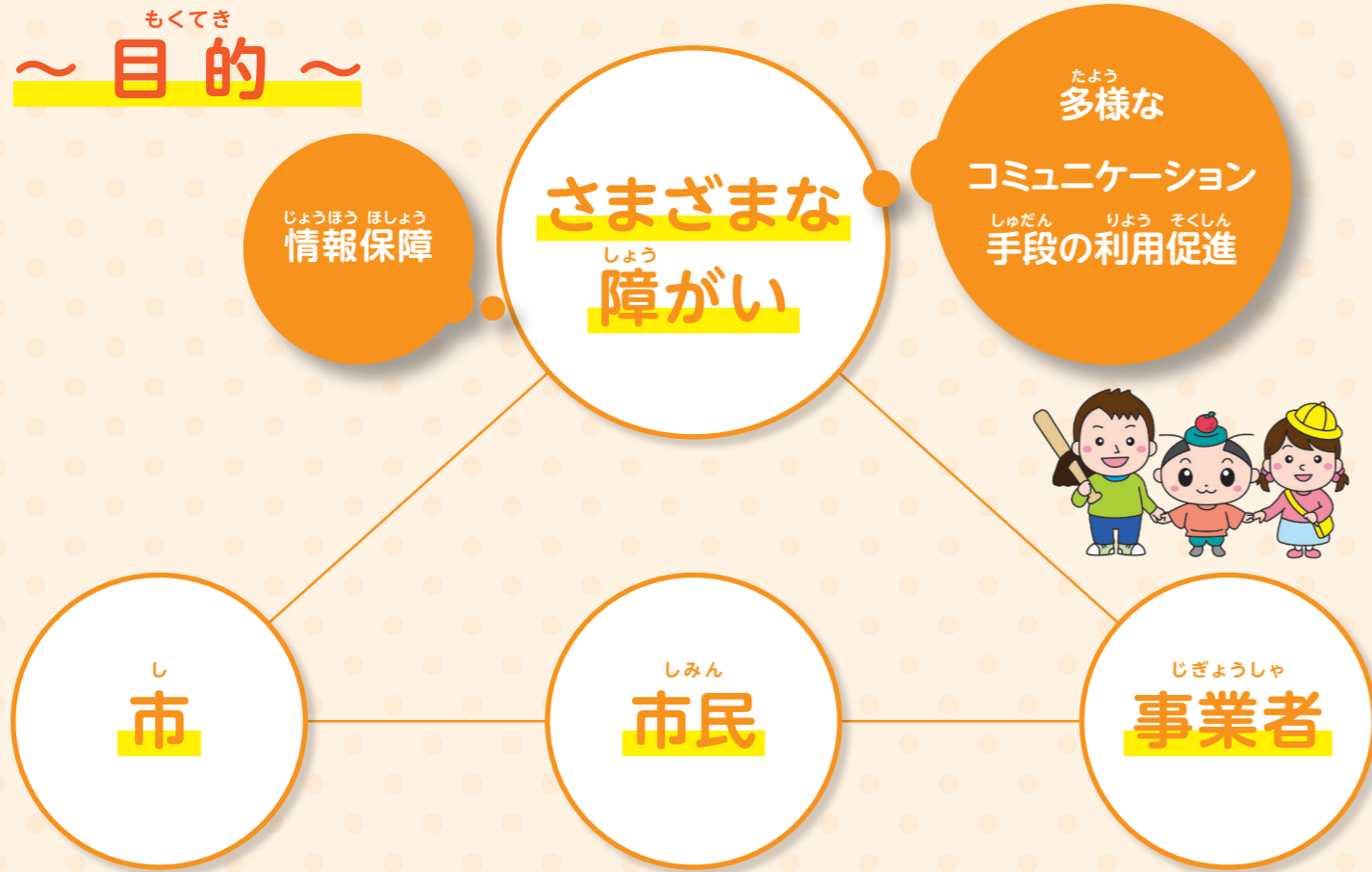
令和3年6月4日公布の改正障害者差別解消法では、努力義務から「法的義務」に変わります。なお、公布の日から3年以内に施行するとされています。

障がい福祉に関する相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
社会福祉協議会	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談
	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する相談
相談支援事業者(委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センター fine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障害者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
国・県(委託含む)	香川県中讃保健福祉事務所(中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク(坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センターくばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター「アルプスカガワ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーションセンター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談

情報・コミュニケーション条例の「よくわかるカイセツ」

～目的～



障がい者のコミュニケーション手段は、手話、要約筆記、代筆、代読、情報通信機器の使用、筆談、文字表示、点字、音訳、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図などと、多種多様であり、そのようなコミュニケーション手段への理解および利用を促進し、すべての市民が共存することのできる地域社会の実現をめざします。

当事者の声を聞いてみました

条例ができたことで障がいのある当事者のかたがたがどのように思っているのかを聞きました。詳しくは、市公式youtubeをチェックしてください。



要約筆記者を派遣します

社会生活上必要不可欠な業務において、要約筆記者を派遣し、主に中途失聴、難聴者のかたへの意思等の伝達の仲介を行います。利用料など自己負担はありません。

※要約筆記とは？

話されている内容を要約し、その場で文字にして伝えることを「要約筆記」といいます。要約筆記にはいろいろな方法があり、要約筆記を必要としているかたにとって、どのような方法が適しているかを選ぶ必要があります。

大きくわけて、手で書く方法とパソコンを使用してキーボードで入力する方法があります。

「手書き要約筆記」の場合、対象者が1、2人のときは、隣でノートテイクを行います。対象者が多人数のときは、すべての人が同じ情報を共有できるようにOHCなどを使用してロールシートに油性ペンで書き、要約筆記した文字をスクリーンに映し出します。

「パソコン要約筆記」の場合、対象者が1、2人のときは、隣に座って入力し、パソコンなどの画面を直接見てもらいます。対象者が多人数のときは、パソコンとプロジェクターをつないでスクリーンに映し出します。なお、インターネットとテレビ会議システムを活用し、遠隔地からの「遠隔要約筆記」も可能です。



ふくし課窓口での配慮

令和4年8月より、聞こえないかた、聞こえにくいかたとのコミュニケーションを円滑にするため、市ふくし課窓口で会話を瞬時に文字にして表示するディスプレイが利用できるようにしています。(県内の自治体では初)

ディスプレイは透明で、窓口職員などが発した言葉を、アプリや機器を介し、漢字を含めた文字で表示します。

なお、ふくし課窓口における聞こえにくいかたなどへの窓口対応としては、コミュニケーションなども使用可能としています。

災害時用バンダナを配布しています

「聞こえないこと」や「手話での支援ができること」、その他書き込みをして支援を必要としていることなどを示すバンダナを作成しています。「聞こえないこと」や「聞こえにくいこと」は見た目で見えないため、災害時に周囲に分かっていたく必要があり、災害時・緊急時の円滑なコミュニケーションに役立つことを期待しています。<配布場所:市ふくし課、坂出市社会福祉協議会>



主な障がいの特性と配慮の例

聴覚障がい 聞こえないかた、聞こえにくいかたがいます。また、「ろう(ろうあ)」
「難聴」「中途失聴」という違いもあり、コミュニケーション手段は異なります。

■生まれながらに聞こえないかた

文章を読んで正しく理解することが大変で、手話が必要不可欠なコミュニケーション手段となります。

■中途失聴のかた

聞こえない、聞こえづらいですが、話すことはできるので、相手に聞こえに不安があることを理解してもらう必要があります。

◆どんな配慮が必要?

話しかけるときは、口の動きや表情が分かるように話しましょう。

◆コミュニケーション手段の例

手話・筆談・要約筆記など

視覚障がい 全く見えないかた、見えづらいかたがいます。また、特定の色が見えづらいかた、見える範囲が狭いかたもいます。

◆どんな配慮が必要?

「あれ」「それ」などの指示語ではなく、前後左右など具体的なイメージをもって伝えましょう。

また、困っているかたがいる場合は、突然体に触れず、前方からやさしく声をかけましょう。

◆コミュニケーション手段の例

点字・音訳・代筆・代読・拡大文字など



パンフレットに記載の障がいは一例です。他にも、さまざまな障がい特性があり、障がい重複している場合もあります。

精神障がい 統合失調症やうつ病などの精神疾患のため、日常生活や社会参加が困難な場合があります。

◆どんな配慮が必要?

敏感さや繊細さへの配慮が必要です。本人のペースに合わせ、穏やかな口調で話しましょう。

発達障がい 脳機能の障がいで、コミュニケーションや対人関係を苦手とするかたがいます。

◆どんな配慮が必要?

あいまいな表現は使わず、具体的に説明することに心がけます。また、どんな手段がよいか、本人や周りの人に聞いてください。

知的障がい 複雑な会話や抽象的なことを理解すること、自分の気持ちを伝えることを苦手とするかたがいます。

◆どんな配慮が必要?

分かりやすく簡潔に話したり、実物や絵を使い、身振りも加えて話すなど、工夫すると助かります。また、大切なことは繰り返したり、紙に書いて渡したりします。

◆コミュニケーション手段の例

簡単な言葉・絵・図・身振り・コミュニケーションボードなど

その他の身体障がい 障がいの程度によって異なりますが、発声に関する器官のまひや不随意運動(自分の意思とは関係なくあらわれる運動)などにより、コミュニケーションをとることが困難な場合があります。

◆どんな配慮が必要?

困っているときは積極的に声をかけてください。話が聞き取りにくい場合は、イラストや図などを使って工夫しましょう。

◆コミュニケーション手段の例

意思伝達装置:わずかな身体の動きを感知するスイッチなどによって操作され、操作者の意思を文字や音声にする装置